

「地方創生サポートチーム」設置要綱

(設 置)

第1 県内市町村の、まち・ひと・しごと創生に関する施策の総合的かつ計画的な実施を積極的に支援するため、地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所（以下「地方振興事務所等」という。）に「地方創生サポートチーム」（以下「サポートチーム」という。）を設置する。

(業 務)

第2 サポートチームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市町村の要望に応じた、各種支援制度に係る情報提供及び活用方法の助言等
- (2) 地域の実情に応じた連携策に関する意見交換及び取組の調査等
- (3) 市町村の取組状況の把握
- (4) その他、地方創生に関する市町村支援に関すること。

(構 成)

第3 サポートチームは、地方振興事務所等の地方振興部次長（総括担当）をリーダーとし、地方振興事務所等の企画員をもって組織する。

2 構成員には、必要に応じて、主管課と協議の上、関係地方機関の職員を加えることができる。

(会議等)

第4 サポートチームは、第2に掲げる業務を行うため、必要に応じて会議を開催し、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第5 サポートチームの庶務は、地方振興事務所等の地方振興部で処理する。

(その他)

第6 関係各課室は、サポートチームの業務に必要な情報の提供を行う。

- 2 関係各課室の調整等は、震災復興・企画部地域復興支援課が行う。
- 3 この要綱に定めるもののほか、地方創生サポートチームの運営に関し必要な事項は、震災復興・企画部地域復興支援課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。